

さいたま市告示第162号

令和8年度さいたま新都心バスターミナル管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま新都心バスターミナル管理業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区北袋町1-603-1

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」の等級区分がA級で営業品目（大分類）「管理業務」内の営業品目（小分類）「駐車場管理」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局交通政策部交通政策課

担当 企画調整係 電話 048(829)1053

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月13日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年2月20日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 業務委託仕様書等の貸出

業務委託仕様書は、次により貸出するものとする。

(1) 貸出場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

7 仕様に関する質問及び回答

仕様に関する質問のある場合は、任意の様式により、電子メールで提出し、提出後速やかに、その旨を電話で連絡すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス kotsu-seisaku@city.saitama.lg.jp

電話 048(829)1053

(2) 受付期間

3(2)と同じ

(3) 質問に対する回答

回答は、次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧場所

3(1)と同じ

イ 閲覧期間

令和8年2月20日(金)から令和8年3月5日(木)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月13日(金)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名押印をすること。

ウ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。ただし、辞退する場合には、入札日時までにその旨を必ず届け出ること。

エ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

オ その他

(ア) 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(イ) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(ウ) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月13日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格に満たない入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札

イ 記載すべき事項の記載のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札

ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

エ 虚偽の競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札

オ 最低制限価格に満たない入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局交通政策部交通政策課

電話 048(829)1053 FAX 048(829)1979

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局交通政策部交通政策課

電話 048(829)1053 FAX 048(829)1979

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

1 0 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

1 1 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市都市局交通政策部交通政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 詳細は、入札説明書による。